

< 令和3年度静岡県薬物乱用対策推進方針 概要 >

<方針の柱1> 広報及び啓発活動の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進

- ・ **重点** 小学校、中学校、高等学校での「薬学講座」の全校実施 (私学振興課、健康体育課、県警少年課、県警薬物銃器対策課、薬事課)
- ・ **重点** 大学、専修学校等での新入生等対象の講習会の開催 (県警少年課、県警薬物銃器対策課、薬事課)
- ・ 所管学校の生活適応訓練、長期休暇前生活指導等を通じて、薬物乱用防止の指導実施 (大学課、職業能力開発課、水産振興課)

(2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進

- ・ **重点** 薬物乱用防止協力事業所との連携による地域・職域における薬物乱用防止意識の向上 (薬事課)
- ・ 県民だより、ホームページ、SNS、動画共有サービス等を活用した効果的な広報 (広聴広報課、県警薬物銃器対策課、薬事課)

(3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

- ・ **新規** 学生との協働による大麻の危険性や有害性を訴える短編動画の制作 (薬事課)
- ・ **新規** 若者目線の柔軟な発想や感性を啓発に取り入れるための学生との意見交換 (薬事課)
- ・ 大麻乱用防止のためのリーフレット等を活用した広報啓発活動の推進 (労働雇用政策課、職業能力開発課、農業ビジネス課、社会教育課、県警少年課、県警薬物銃器対策課、薬事課)

<方針の柱2> 取締り及び監視指導の徹底

(1) 薬物事犯の取締りの徹底

- ・ **重点** 大麻事犯等の徹底した取締り (県警薬物銃器対策課、東海北陸厚生局麻薬取締部)
- ・ 繁華街等での補導活動による少年の薬物乱用の早期発見 (県警少年課)

(2) 危険ドラッグ対策の徹底

- ・ 「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく知事指定薬物、知事監視店の指定 (薬事課)
- ・ **重点** 危険ドラッグの買上検査の実施 (薬事課)

(3) 麻薬等取扱施設への監視指導の徹底

- ・ **重点** 麻薬等取扱施設への立入検査による麻薬等の適正な保管・管理の推進や、不正な横流し防止のための指導・監督の実施 (東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課)

<方針の柱3> 薬物問題を抱える人への支援の徹底

(1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実

- ・ **新規** 保護観察所と連携した保護観察期間終了者をリカバリーミーティングにつなげるための面接の実施 (障害福祉課)
- ・ **新規** 薬物事犯初犯者等に対する勾留期間を利用した再乱用防止の啓発 (県警薬物銃器対策課)
- ・ 民生委員・児童委員協力の下、関係機関等の連携による薬物依存者等への支援 (地域福祉課)

(2) 相談体制の充実強化

- ・ **重点** 依存相談、ふれあい相談室、薬物乱用通報・相談窓口等による薬物依存者等への支援 (障害福祉課、県警薬物銃器対策課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課)
- ・ 薬物乱用通報・相談窓口、精神保健福祉センター等の相談窓口の広報 (県民生活課、障害福祉課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課)

(3) 適切な医療保護対策の実施

- ・ 精神保健福祉法に基づく通報等による緊急医療が必要な措置入院者の精神科病院での保護、受診指導、助言等の実施 (障害福祉課)